

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十五号

測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（レベル二千五百地形図修正）

三 作業地域

越谷市全域

四 作業期間

令和四年五月二十七日から令和四年十一月三十日まで